

第 6 号議案

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年長岡京市条例第 1 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げを行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長岡京市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">12,500 円</td> <td style="text-align: center;">13,350 円</td> <td style="text-align: center;">14,200 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;">10,800</td> <td style="text-align: center;">11,650</td> <td style="text-align: center;">12,500</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td style="text-align: center;">9,100</td> <td style="text-align: center;">9,950</td> <td style="text-align: center;">10,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 【略】</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	団長				班長及び団員	9,100	9,950	10,800	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">12,440 円</td> <td style="text-align: center;">13,320 円</td> <td style="text-align: center;">14,200 円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;">10,670</td> <td style="text-align: center;">11,550</td> <td style="text-align: center;">12,440</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>班長及び団員</td> <td style="text-align: center;">8,900</td> <td style="text-align: center;">9,790</td> <td style="text-align: center;">10,670</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1・2 【略】</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	団長				班長及び団員	8,900	9,790	10,670
階級		勤務年数																																													
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																												
団長及び副団長	12,500 円	13,350 円	14,200 円																																												
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500																																												
団長																																															
班長及び団員	9,100	9,950	10,800																																												
階級	勤務年数																																														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																												
団長及び副団長	12,440 円	13,320 円	14,200 円																																												
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440																																												
団長																																															
班長及び団員	8,900	9,790	10,670																																												

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長岡京市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長岡京市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。